奈良時代の売券における価・直と価直

福田 美詠子†

土地売券における価・直・価直は，一般的に価格を表す語であるため，其々の違いには注意が払われてこなかった。しかし奈良時代の売券を分析したところ，3つは異なる意味を持つこと，互いに関連して対象地限定の経営資金を構成すること，直が養老令施行後に変化することが明らかになった。

価は，寺や王家などの中央勢力から，現地への銭の出資である。広い地の開墾のため4年分等のまとまった額が拠出され，それを証拠に立券される。直は，現地の運営資金である。郡郷や庄の現地責任者が預かった資金を，百姓（公民）への作料等に充てる。直で調達した産物が毎年納められることで，価が回収されていた。だが，価を食いつぶすことが多かったらしく，対象を熟田に絞り，銭を1年単位の貸付元本にして保全し，利子を産物で取る方法が現れる。この出挙を応用した仕組が，価直である。養老令施行後，直だけに出挙的仕組を被せるようになり，仲麻呂の乱後には直が稲になって，正税（国郡管理の公出挙）との融合が図られる。奈良末期は，直という字に正税の本稲・本利稲・利稲の3つの意味が生じ得る状況だった。備前国津高郡陸田売券は，直の多義性を利用して，絁の稲換算価格の暴落に，郷戸と郡郷が対処した事例と解釈できる。

平安前期の墾田売券は価直の一語に整理され，直が現地作料＝本稲，価は中央勢力への進納＝利稲になる。この変遷は，出挙的仕組「価直制」の成立として把握可能である。

The Three Words to Mean Land Prices in the Nara Period

Mieko Fukuda

価, 直 and 価直 are words that generally mean prices in ancient Japanese documents, thus, the difference between them to denote land price has been ignored. This paper addresses the issue of these usages in the land-deal-bills in the Nara period. As a result of the analysis, the following were clarified; the three words had different meaning, and were terms related each other to form management funds for target local field. Furthermore, 直's operation had changed after enforcement of 養老令.

価 meant a large investment for local field that was made by central powers such as temples and royal family houses. 直 meant local expenses and revenues.　直's annual products were the return on the価's multi-year investment. However, the investment often resulted in losses, hence an investment mechanism that applied 出挙(one-year financing) appeared; that was 価直. Thereafter直's payment method had changed from currency to rice plants, along with that, the fusion of 直 into 正税 (public financing) progressed.

The transition of 価, 直 and 価直can be understood as the institution of "価直 system".

1. はじめに

律令時代の土地売買は，現代と異なっており，「売買」の語で永売も賃租（賃貸借）も指す[1]。土地売買の価格は[2]，価か直あるいは総称の価直と記され，賃租料の意味もあるという。これらは養老田令公田条・賃租条と関わっており[3]，主に法制的な見地から精緻に論じられてきたが[4]，実務的には未解明な事項も残されているようにみえる。

具体例として「価」と「直」の使い分けがある。価も直も，土地に限らず売買に用いられる一般的な語で，アタヒと訓じて「ねだん。代価」の意を持つ[5]。口頭で区別が付かず，違いの有無はこれまで等閑視されてきた。だが，文字では異なる意味を与えられていたかもしれない。

試みに奈良時代から平安時代の売券を概観すると[6]，奈良時代には価・直・価直の用例がみられるが，平安前期における墾田の売買は価直で占められ，平安中期（摂関期）は売券自体が少ない中で価直・直が混在し，平安後期（院政期）には直が圧倒的に多くなる。8〜12Cの間に意味が変わっていったとしても，当初の価・直・価直の書き分けが影響した可能性がある。とりわけ，平安前期の価直の盛行を理解するには，奈良時代の価と直を探る必要があろう。

8〜9Cの売券は[7]，加藤友康氏が一覧にまとめておられ[8]，うち奈良時代は29通である【文末，表1】。29通を分析したところ[9]，価・直・価直の用法には差がみられ，藤

† 博士後期課程在籍中（人文学プログラム）

原仲麻呂政権を挟んで直が変化したことがわかった[10]。小稿では，それをよく表す6通を取り上げる。さらに，直の変化の実例として，宝亀期の備前国津高郡陸田売券2通とその関連文書を再検討する。

2. 大宝令制下の価と直

2.1 価の例

大宝令制下の売買の例として，『大日本古文書』4巻451頁（以下，古4-451のように記し，【文末，表1】に出典名を示す）をあげる。〈 〉は割注，〔 〕は別筆である。

【史料1】摂津国安宿王家家地倉売券（古4-451）

東大寺三綱牒　摂津職
家壱区地参町陸段弐佰肆拾玖歩
〈東生郡三町三段　今検益百十五歩　西成郡地三段二百卌九歩〉四至〈東小道　南小道　西谷　北道〉
雙甲倉壱宇〈長五丈〉雙別〈各長一丈七尺八寸 広一丈六尺　高一丈二尺四寸　中空間長一丈四尺四寸〉
未立倉壱口〈長高広如上　无扇幷敷板〉
価銭壱佰貫文
牒，件家，以去天平勝宝四年正月十四日，従安宿王家買得已訖，仍具事状，立券如件，今以状牒，丶至准状，以牒，
天平宝字四年十一月十八日都維那僧等貴
佐官兼上座法師平栄
寺主法師法正
〔東西二郡司勘知已訖
東生郡擬大領正八位上難破忌寸浜勝
擬少領少初位下日下部忌寸主守
西生郡擬大領従八位上吉志船人　[11]
擬少領少初位下三宅忌寸広種
擬主政正八位下津守連白麻呂
天平宝字五年三月七日〕

〔摂津職判
以前，依三綱勘審得実，是以造券参通，送寺壱通，付郡壱通，連職壱通，
従四位下行大夫佐伯宿祢今毛人
正六位上行大進勲十二等村国連子老
正六位上少進勲十二等海犬養宿祢音依
正八位下少属阿倍朝臣比等
天平宝字五年三月七日〕

東大寺三綱は摂津職に牒を送り，天平勝宝4年(752) に安宿王家から買った3町6段強の地・価銭100貫文を立券した。8年間未立券だったが，天平宝字4年(760)に倉を残して地の大部分を新薬師寺に転売することになり[12]，遡って申請したものである。対象地所管の摂津職は，郡司に事実を確認し，判を与えた。

王家や寺といった中央勢力の間で，町単位（1町は10段）の大規模な地が売買された。価が動いて土地の名義が変わり，所管行政官司によって立券されている。

2.2 直の例

【史料1】に「連続シタルモノニカヽル」[13]文書を示す。

【史料2】安宿王家牒（古3-559）

□…□倉一宇〈（長）高広如上　无扇幷敷板〉
在摂津国西生郡美努郷
直銭壱佰貫文
右，寺家得今月十一日牒�common，為寺家庄□□件地者，官□牒旨依請已畢，今録事状□□報如前，以牒，
天平勝宝四年正月十四日奉事木工大属従六位下
貴室虫万呂

安宿王家から東大寺が摂津国の地を買った日付で，同額の100貫文だが，こちらは直である。

東大寺が得た3日前の牒に，寺家庄にする旨が記されていたと事実書にあるが，「売」「買」の文字はない。【史料1】とは事実書の内容が異なり，8年後に同件について立券申請の牒が出されているから，【史料2】だと立券できなかったことになる[14]。したがって，直の【史料2】は，価の【史料1】とは違う性格の文書と考えられる。

では，どのようなものか。【史料2】の日下には，木工寮の官人の名がある。【史料1】では東大寺三綱の都維那だから，同様の文書なら安宿王家司か知家事の署名となろうが[15]，そうではない。「奉事」とあって，現地における実務の責任者とみられる。彼が記録し報告したのは，文書冒頭の欠けた部分も含めた事書の内容についてであり，件の地の状態と「請」けたという事実である。すると，請けたのは，東大寺からの直銭100貫文（相当の仕事，おそらく倉の建設・運営）と読める[16]。【史料2】は売買を証しているものの，売券というよりも請直文に近い。

直銭は，【史料1】の価と同額同件同日なので，買人東大寺からの銭100貫文そのものである。現地の実務責任者に渡されており，彼に請け負わせた仕事のための資金であろう。この価は売人安宿王家には入らず，現地に出されたことになる。現代なら，代価より出資と呼ぶほうが相応しい。現地が預かった時点で直と呼ばれ，運営費に充てられた。

2.3 価に直が書き加えられた例

次は，価と直が一つの文書内に記された初見である。

【史料3】伊賀国阿拝郡柘植郷墾田売券（古3-334）

柘植郷長解　申常地売買墾田立券事
神田柒段 上〈限東紀寺田　限西石部大万呂田　限南京戸敢朝臣梗万呂田　限北物部広万呂田〉〔直畢〕
柘植郷戸主敢臣安万呂之売墾田者
付価銭捌貫〔天平勝宝三年歳次辛卯年始常地作料　一年直米四斛〕
右墾田，買得處元興寺三論衆
以前墾田売買人依法式立券者如件，仍具録状申送以解
天平勝宝元年十一月廿一日郷長桃尾臣井麻呂
田主敢臣安万呂〈左手食指〉〈本〉

証人　壬生少粳　同姓
石部石村
印代万呂
筆取　壬生浄足
税長　石部果安麻呂

元興寺三論衆は，柘植郷戸主の敢臣安万呂から墾田7段を価銭8貫で買った。直米4斛は割注として別筆で書き足されており，価と直は明らかに別物である。

価の銭を米に換算すると，価は直の4倍にあたる[17]。また，文書日付は天平勝宝元年(749)11月だが，直の注には天平勝宝3年(751)の年始とあって，年も季節もずれている。耕作の1周期が春播種に始まって秋収穫で終わることを鑑みると，文書の作成時点では翌天平勝宝2年作料が取られ（天平勝宝元年の耕作は終了済），1周期めぐって収穫の米が納められた後に，次の天平勝宝3年作料が別筆で書き加えられた，と考えられる。

そうだとすれば，この価は当該田について4年分の作料を前払いしたものであり（元手），毎年直が米（産物の一部）の代金として支払われる形で，取り崩されていったことになる。買人元興寺は天平勝宝5年秋収まで4回，直米を受け取ったのであり，その米は作料を4回請けた売人安麻呂戸の耕作による，との体裁をとった。価が尽きた4年後，売買契約を更新する場合は，新たな資金として価が出されただろう[18]。一連の売買は，安麻呂と元興寺で直接行われておらず，郡郷が間に入っており，価の預かり・直の支払い・産物の配分等も郡郷の管理下にあった。それが，郷長解という公的な文書で立券された理由とみられる。

3. 価直と養老令施行後の直

3.1 価直の例

価直と一語で記された初見をあげる。

【史料4】伊賀国阿拝郡柘植郷墾田売券（古3-500）

阿拝郡司解　申売買佰姓常地墾田立券事
合田肆段壱佰捌拾歩〈柘植郷戸主車持首牛麻呂墾田者〉
付価直弐貫弐佰伍拾文〈二段充五百六十文
二段充五百六十五文〉
九条三里廿五小川原田壱段〈今治二段一百八十歩〉
廿六小川原田北西田一段〈今治者〉
右田，得買東大寺已訖者，依法立券如件，仍具注状，以解，
天平勝宝三年四月十二日売人車持首牛麻呂
取券
大領従六位下敢朝臣安万呂　擬主帳稲置代首官足
国判聴許已訖
天平勝宝三年四月十三日従六位上行目勲十二等
山部宿祢馬養
正六位上行守池田朝臣足床
〔不入先文〕
〔以四年三月申了
通分〕

【史料3】と同じ阿拝郡柘植郷の件だが，こちらには4.5段の田の価直2貫250文の割注に内訳が記され，2段に560文/段，別な2段に565文/段が充てられている。計算すると，価直が充てられない田が0.5段（=180歩）ある。田の割注の「今治」が開墾中の田を含むことを示しており，それを除いたためと思われる。また，田1段あたり560～565文という価直の額は，【史料3】における価8貫÷7段=1142.86文/段のほぼ半分で，直の約2倍となる。価直が，価とも直とも別物であることが示唆されている。

しからば，価直とは何か。まず確認されるのは，奥の別筆「以四年三月申了」で，文書日付のちょうど1年後にあたっている。契約が1年後に更新され，買人東大寺の通分となったことがわかる[19]。【史料3】が4年分のまとまった額の価を現地に預けて直を毎年取り崩していたのに対し，1年更新として各年の直を価に充てた，と考えられる。

だとしても，なぜ直の2倍の額なのか。ここに，価直が出挙（利息付きの借貸）と同じ仕組だった可能性が浮上する。価を元本，5割の利子を直にしておく。現地で，年始に託した価銭を作料にして耕作し，半分の直に相当する産物を年末までに納入すると，ちょうど数字が合う。

【史料3】と大きく異なるのは，価が借貸の元本なら，毎年取り崩されることなく保全される点である。買人東大寺に有利となり，直の納入が滞れば預けた元本の返済を要求できるし，元本を引き上げなければ追加出資の必要もない。文書の奥に「不入先文」の別筆があるのは，契約更新にあたって価の追加を入れないという意味だと解される。

3.2 養老令施行後の直の変質

仲麻呂政権下の天平宝字期，直の変質が読み取れる。

【史料5】矢田部造麻呂家地売券（古15-127）

〔（端裏書）院東井戸矢田部豊嶋家券文〕
〔（端書）院東御倉後所券文〕
謹解　申売買家地事
合地壱段〈草屋一間　丸木倉一間〉直銭壱貫伍佰文〈北長尾山　東宇治宿祢乙白家　西法花寺尼北院　南田〉
右家地，大国郷戸主従八位上宇治連麻呂戸口矢田部造麻呂家地，此今売与東大寺僧勝康常地已訖，仍具注状，以謹解，
天平宝字五年十一月二日
売地主矢田部造麻呂
相知戸主従八位上宇治連〔麻呂〕
郷長多米連〔小林〕
証人正八位上三国真人〔蜂目〕
山村日佐〔豊国〕
〔判郡司
擬大領正八位上宇治宿祢〔水通〕　主政正八位下
神宮部造〔安比等〕
擬少領正八位上宇治宿祢　主帳外少初位上今木連　〕

〔先受銭二百文，十一月三日受銭七百七十文，又稲一斤〈卅文分〉合一貫文分度訖，
受人矢田部万呂正身　〕

天平宝字5(761)年11月，山背国宇治郡大国郷戸口が東大寺僧に，地1段を直銭1.5貫で売った。奥の別筆によると，売人は当日200文，翌日770文と30文分の稲，合せて1貫を受けている。分散した内容を合算した形で記載しており，1貫が受けた全額とみられる。

売人受取額の1.5倍が，事書の直と同額であることが注目される。これは，受取額を元本とし[20]，1年後に5割の利子を付けて元本も返却する銭出挙と同じではないか。

それにしても直の額がこれまでと違う。大宝令制下の【史料2】【史料3】では，買人から現地が預かった額を使って後日（複数年）産物を納め，その納品額が直であった。最終的に現地が受け取った額は納めた額と同額になる[21]。ところが【史料5】は，現地が受けた額より納める額が利子分多くなり，高いほうを直としている。

大宝令制下の大規模開墾では，倉・拠点の設置や灌漑設備・農工具の整備など莫大な費用がかかるのに，限られた地しか熟田化が進まず，中央勢力からの出資（価）が食いつぶされることが多かったと思われる[22]。その場合，寺などの中央勢力は，同額の納品物どころか多額の損失を蒙った。養老令制下では，中央勢力の出資を保全するため，熟田の直に出挙的仕組を設定するようになった可能性がある。

3.3 仲麻呂の乱後の直の稲化

仲麻呂の乱後の天平神護3年(767)2月下旬～3月上旬，没官田が改正された越前国で，直の文書が7通出された。

【史料6】酒部小国解（古5-649）

草原郷戸主酒部牛養戸口同戸口酒部小国解　申請墾田直事
合墾田参段　直稲柒拾弐束
西北一条十一上味岡里十三味岡田三段
右，田直稲，依員請已畢，仍注事状申上，謹解，
天平神（護）三年二月廿二日酒部小国
〔上件稲充畢〈二月廿六日〉　郡目代生江臣長浜
目代生江臣息嶋〕

郷戸口の解で，事書のとおり請直文の類である。直が稲という点は画期的である。奈良時代の売券において，価は例外なく銭であり，これは『続日本紀』和銅6(713)3.19詔の「売買田，以銭為価」の規制による。直も基本的に銭だったが，仲麻呂の乱を境に全て稲となった。

【史料6】の直は田1段あたり24束で，7通は皆，同水準である（荒田は8束/段）。銭に仮換算すると500～600文で[23]，【史料4】出挙の560～565文/段と同程度であった。この額は出挙本稲（元本）に相当したので，7通の直は，稲出挙の本稲と考えられる。奥の別筆は，文書日付とほぼ同時に，郷戸が現物を受け取ったことを表す。これは稲出挙が春耕作前に，田の営料（種籾や耕作人賃料など）として本稲を給されることと符合する[24]。別筆を記したのは郡目代であるから，給されたのは私出挙ではなく，公出挙の本稲＝正税であった可能性が高い[25]。

春に現地が請ける出挙本稲だとすれば[26]，直の示す意味が変わってくる。仲麻呂の乱前の【史料5】では，直が秋の納品額で出挙の本利合算だった。対して【史料6】は時期・額が異なるばかりか，現地が受けるのか納めるのかが違い，直の流れる方向が逆になっている。大宝令制下における直は，現地の産物（納品物）の買取額に充てられる費用で[27]，産物が郡や寺に納められていた[28]。直が銭なら産物の代金として現地に渡されておかしくないが，それ自体が産物でもある現物貨幣の稲だと，混乱が予想される。

そのため7通の直は本稲として，春に給されるだけでなく秋に返納される稲も指したと考えられる。つまり，現地が春に受ける元手の稲と秋に納める産物は，見かけ上同額とする。こうすれば，乱前の【史料5】における，現地が受けた額と納める額が異なるという難点も克服される。

しかし，出挙の利子はどこへ行ったのか。これは利子相当額の貢納物（調庸等）の進納で払ったことにしたと思う。正税（大税）と絁（目の粗い絹織物）が陸田（畠）の売買に絡む件が[29]，29通の最末期にある。ここまでの考察を前提にすると，利子の扱いを含めて，どんな解釈が可能か試みたい。

4. 備前国津高郡陸田売券と関連文書

4.1 関連する6通の文書

宝亀5～8年(774-777)の備前国津高郡の文書が6通，伝来している。それらの文書に関連があること，土地売買に正税などの賦課が影響していたことが，直木孝次郎氏と原秀三郎氏によって明らかにされている[30]。原氏の復原に基づき[31]，売券2通（29通に含まれる）と収税解2通を示す。――は文書の切断箇所，下線は筆者が付した。

【史料7】備前国津高郡菟垣村常地畠売券（古6-577）

菟垣村□□（人長カ）漢部阿古麻呂解　申依正税不成常地売買畠（事）
合畠参段　充直稲捌拾束〈東田　南漢部真長畠　西（田）（北）漢部古比麻呂畠〉
右□…□口漢部□□人之大税不成散波畠常地売与同郷三野臣乙益如件，依券文造弐通，一通進郡家，一通給今主，仍注事状，券案立置，以解，
宝亀五年十一月廿三日戸主漢部阿古麻呂
税帳書直麻呂
郷長寺広床
徴漢部古比麻呂
〔以同月□…□〕
――（以下の断簡は古6-592唐招提寺文書）――
外員少領正八位上蝮王臣
主帳外大初位上藤
三野臣乙益沽進畠本券

【史料8】備前国津高郡津高郷陸田売券（古6-591）

津高郡津高郷人夫解　申進絁根売買陸田券文事
合散波畠参段参拾弐歩　　充直稲肆拾肆束
桉作部千継畠三百廿歩　　充直稲拾参束
漢部真長畠一段七十二歩　充直拾陸束
蝮王部臣公楯畠一段　　充直稲拾伍束
以前，依庸米幷火頭養絁直不成，件陸田常地売与招提寺既畢，仍造券文二通，一通進郡，一通授買得寺，
宝亀七年十二月十一日税帳書直麻呂
村長寺広床
蝮王部（臣公）楯
〔以同日郡司判許
大領外正六位上薗臣
少領外従七位上三野臣浪魚〕

【史料9】津高郡収税解（古6-590 吉田文書）

津高郡収税□…□可請百姓等陸田直稲事
合肆佰伍拾束
以十二月十一日受佰玖拾肆束
漢部古比麻呂八十束
漢部大楯六十八束
三野臣薗生十七束〈已上先券〉
桉作部千継十三束
漢部真長十六束
遺弐佰伍拾陸束
以前陸田直，且請所幷遺注進如件，唯遺者既成正税，是以後日，望将請，仍注事状，謹解，
宝亀七年十二月十一日尾張祖継

【史料10】津高郡収税解（古6-595 唐招提寺文書）

津高郡収税解　申可請散波陸田直稲事
合稲肆佰伍拾束
以去七年十二月十一日受百九十四束
以同年十二月廿三日受（廿三）束〈漢部阿古麻呂〉
遺二百卅三束
以前陸田直先所請，幷今可給遺員如件，仍注事状以解
宝亀八年正月十八日収税尾張祖継
（追加）以同日，所遺稲弐佰参拾参束，依員受治既畢，仍注事状，謹啓　　収税尾張祖継

残る2通を加え，6通の示す内容を時系列で追うと次のとおり。【史料7】宝亀5年，「正税不成」により戸主漢部阿古麻呂は畠を三野臣に売った。畠はその後，唐招提寺に売られている（断簡部分）。【史料8】宝亀7年には，漢部真長ら3人の陸田（畠）が「直不成」により唐招提寺に売られた。宝亀7.12.11備前国津高郡司牒（古6-591），郡が事実と確認。【史料9】同日，収税尾張祖継は450束の陸田直のうち194束を受けたと報告する。【史料10】12月中に阿古麻呂が23束を受けた。8年正月，収税は遺り233束も数が揃ったと報告する。宝亀8.4.7漢部阿古麻呂解（古6-596），阿古麻呂は（欠のため前半不明）納め終わったと報告した。

4.2 先学の解釈

直木氏は，正税出挙の重い利息と厳しい取立てが，農民をして「正税の皆済を急がせ」「田畠の売却にまで至らしめた」といわれる。津高郡について【史料8】と【史料9】に同じ人名と直稲がみえることから，【史料9】の450束は漢部古比麻呂以下5人に課せられた「官物の所当額であり」，直稲は「所当官物の稲を納付するために，古比麻呂らが陸田を永売した代価である」とされた。「正税以外の諸負担でも，滞納した時には，徴収者はこれを正税と同じ扱いにし，利息を付」しており，収税が「正税の扱いにする」と「農民を脅かし」たので，【史料10】の遺り233束も「やはり陸田を売却して」納入した，と推定される。

原氏は，次のように論じられる。津高郷内の郷長以外の7名は「連年の凶作と，苛酷な権力の収奪のために，自己所有の土地を売却」し「その代価を」「未納」の課税にあてた。【史料7】では「有力農民の共同体的相互扶助」による価格だったが，【史料8】はその半分という「苛酷」な安値で，それは「郡の税長によって所有地を差押えられ，一方的に唐招提寺に」売却されたことを示す，といわれる[32]。

4.3 小稿のアプローチ

直木氏も原氏も，直を土地売却の代金として説かれている。だが【史料9】には「請百姓等陸田直稲」の文言もある。3.3考察のように，直に正税が重ねられていたらどうか。

当件の前提を以下のように置く。戸主漢部阿古麻呂は，6通の最初から最後まで，3通に登場する。阿古麻呂が【史料7】で売った私有の畠は[33]，【史料8】の漢部真長の畠と【史料9】の漢部古比麻呂の畠に隣接しており，漢部の管理下に置かれていた同じ地目の土地である。これらは【史料8】事書の「絁」より，絁生産用の桑畠だった可能性が高い。よって，漢部阿古麻呂の戸が桑畠を持って，絁の生産に携わっていたと考えられる。

絁を生産する戸の正税との関わり方は，次のようであっただろう。戸は，春に絁生産の元手として，正税出挙本稲を請ける（a）。秋までに絁を生産して郡に納める。納品物はすべて絁。稲換算で本稲と利稲を合わせた額になる量を納入することで，出挙を進納していた。絁を本利稲合算相当として売上げた，といってもよい（b）。元手に5割の利子分を上乗せすることが，貢納（納税）にあたる。

郡側は，年始に百姓（公民）側に出した本稲を，年内に絁で徴収する。絁が稲換算で本利稲分になれば，本稲を回収し利稲も取ったことになる（b）。国郡は，調庸など中央への進上物（寺などの封主収入を含む）や交易の軽貨，物品貨幣などとして絁の現物を必要としていた。中央への進上物は，正税の利稲を使い，交易して入手する（c）[34]。

5. 津高郡売券の検討

5.1 穀価高騰の衝撃

5.1.1 宝亀5年の正税不成

絁の生産をしていた津高郡で，なぜ宝亀5年に突然，畠

が売却されたのか。これは『続日本紀』宝亀4(773).3.14条に「天下穀価騰貴」とあり，穀価高騰の影響だったと思う。穀価につれて稲価も上がる。すると正税の利稲で交易する絁は，それまでと同量であっても，引き換えの稲の量が減る。稲換算での絁の価格が暴落したのである。

年始に正税本稲を請けていた漢部戸では，年内に例年どおりの量の絁を納めても，稲に換算して正税本利合算額に満たなくなる。これが，正税不成だったとみられる。

正税出挙の本稲を返さないことは「未納」，賦課を払わないことは「未進」と称されるが，【史料7】には未納・未進の文字はない。不成に類する用例として天平勝宝2.5.6出挙銭解（古3-391）をみると，利息付の出挙銭が「秋時不過成」だったら「質」の田を進上する，とある。元利が揃わずに借金が返せないことを「不成」と呼んだ，と解される。

5.1.2 絁の暴落率

それでは，絁の暴落率はいかほどだったか。【史料9】は12月の日付で，事書に「可請百姓等陸田直稲事」合せて450束とある。年末なので，納めた絁を稲換算した額である。本稲分も絁で納めるなら正税本利稲にあたるため(4.3のb)，450束こそ，例年，税が「成った」とされる基準額だったと考えられる。もっとも，正税帳などにおける机上の数値で，稲の現物が遣り取りされたものではない。

続いて【史料7】をみると，正税不成により畠を売った直は80束である。11月で当年の生産は終了している。年内は不成で確定してしまったから，翌年の資金で埋め合わせることになる。翌春に稲の現物で給される正税本稲を充てた（4.3のa)。そうであれば，宝亀5年11月時点の不成は本利合算に戻して，80束×1.5＝120束だったと考えられる(b)。漢部戸が例年どおり納めた量の絁は，稲換算で450-120=330束にしかならなかった。暴落率は26.7%となる。

330÷450=11/15=0.7333…　　1－0.733=0.267

5.2 絁生産の再編

5.2.1 宝亀5年の対策

漢部戸は突如として正税不成に陥り，請ける正税の本稲を減らさないと，次回も不成を重ねる恐れがあった。とはいえ，仕事の元手となる稲を減じて同量を生産するのも辛い。困ったのは漢部戸だけではない。正税を管理する郡や郷も苦慮した。正税本利稲は国の財産であって毀損すれば責任を問われるので，正税帳の数字は変えたくない。絁の量も，例年通りを確保する必要があった。この状況下，戸と郡郷が共同して打った対策が【史料7】だった。

まず，漢部戸から郡司一族である三野臣に畠を売り[35]，畠代に直を充て，宝亀5年分の正税帳上の不成を消す。宝亀6年の正税本稲は，実物80束を三野臣経由で漢部戸が受け，畠分の絁の元手にした。

一方，漢部戸が直接受ける正税本稲は減じて，不成が発生しないようにする。それまでの300束（本利合算450÷1.5）に，暴落後の11/15をかけた220束である。こうして畠分の本稲80束と合わせると，例年どおり300束の元手を請け，同量の絁を生産できる。郡は，暴落によるレートの変更を反映しつつ，正税・絁とも従来の量を確保した。

5.2.2 宝亀7年の直不成

ところが，宝亀7年にも畠は売られ，【史料8】にも不成の文字がみえる。今回は正税不成でなく，「庸米ならびに火頭養絁の直不成による」と記されている。これは，絁を現物で受け取っていた唐招提寺に対する郡の不成を，宝亀5年から持ち越していたものである。

正税帳では，寺への絁交易も稲で換算される。絁が安くなったので，同額の稲で換算すると絁同量では不足し，それまでよりも多くを寺に納める必要がある。同量しか納めなかった分が直不成で，算出すると40束分であった[36]。

5.2.3 宝亀7年冬～8年春の対策

郡郷や漢部戸たちは絁の価格が戻るのを待っていたが[37]，米の凶作が続き[38]，さらなる下落も危ぶまれる状況となった。そこで宝亀7年秋収時，暴落後の生産体制に移行することにした。畠を唐招提寺に売り，利稲相当の絁全量を現物で直納し，以後の不成発生を防止するのである。

【史料8】の直は，庸米等との調整もあって44束とされた。郡司一族の蝮王部が15束を持ち，29束を漢部真長ら2人が請ける[39]。29束を含む【史料9】194束に【史料10】23束と【史料7】80束を合わせ，請けられた直は合計で297束に達する。郡は，ほぼ暴落前の本稲数を確保した。

5.3 陸田売却のからくり

5.3.1 正税による直の請け手

一連の対策は，出挙を被せると直に3つの意味が生じ得ることを利用して設計された[40]。4.3のa正税本稲（10割），b正税本利合算（15割），c正税利稲（5割）である。

【史料9】は郡の立場での年末の文書なので，b正税本利合算の額である。当年の絁のうち，寺への直納が増える分，百姓側を組み替えている。450束の直の請け手を探しているようにみせながら，年始になればa本稲分の300束程が百姓に班挙できればよく，194束に【史料7】の80束を合わせると目途が立つ。年明けの【史料10】で，遣り233束もの稲が即日に処理されたのは，そのおかげである。

5.3.2 宝亀5年と宝亀7年売券における直

宝亀7年【史料8】における単位面積あたりの直が，5年【史料7】の半額になっているのも，直の意味が違ったためである。7年の直不成は寺との交易で発生しており，それは正税利稲で行われるので，埋める直はc利稲の額を基準として算出された。5年【史料7】は正税不成で郡内の百姓の直だからa正税本稲で算出されていた。c利稲はa本稲の5割なので，反当りが半額にみえる[41]。

最終的に，不成を解消した上で，百姓は暴落前に郡から給されていたのと同等の稲収入を，暴落後も寺経由で郡から得られるようになった。稲と絁の交換レートが切り替わった分を土地の売却で埋め，百姓と郡郷が協力して，それまでと同等の生産を続ける体制に再編したのである。

5.3.3 宝亀の禁制とその後

郡郷内部としては見事な対策といえようが，絁の寺への直送で中抜きされた取引も正税帳には残り，虚偽記載の疑いが生じる。中央政府は在地の動向に気付いたらしく『続日本紀』宝亀10.11.29勅で[42]，国司が「ひそかに規定以上に公出挙を行なう」隠截を禁じた[43]。桓武朝に至り，寺への土地売買禁制の罰則が強化される[44]。

そして平安前期は，郡内の墾田売券に価直の一語だけが用いられるようになる。直の多義性を利用した隠截を防ぐため，出挙の場合は価直に統一されたのだろう。ただし，大宝令制下の価直【史料4】の直は出挙の利子だったが，養老令制下の【史料6】の稲の直は本稲に相当するので，平安前期の直は本稲になっていた，と考えられる。

6. おわりに

論じたことをまとめる。売券の価・直は土地の価格だが，対象地限定の経営資金として捉えるほうが，奈良時代の実態に合う。大宝令制下では，価が中央勢力（寺・王家等）からの出資，直が現地の運営資金であり，直で買われた産物が毎年出資者に納められることで，価が回収されていた。養老令施行後は，直に出挙的仕組が使われるようになり[45]，仲麻呂の乱後には正税（公出挙）と融合する[46]。

如上の考察が成り立つならば，価直については次のように考えられる。奈良末期の備前国津高郡にみられた直の多義性は，直の一字に出挙的仕組を被せていたために起きた。そこで平安前期の墾田売券は，価直の語で出挙的仕組を表し，直に本稲，価に利稲を割り当てるようになる[47]。価は，奈良時代を通じて中央勢力からの出資だったが，平安前期には中央勢力への進納になった。

価直に価の字があることで，中央勢力からの出資で開墾された地という経緯が記録され，現地から利子を取る根拠となる。正税と言わず価直と称したのは，資金の出所の違いを明示するためである。また，価直と出挙が区別されたのは，価は一度の出資を複数年かけて回収していたが，稲出挙だと雑令以稲粟条に「貸し出した年に対してのみ利息を生ずる」との「定め」があったからである[48]。

価・直・価直は，相互に関連して対象地限定の経営資金を構成していた。その変遷は，墾田政策や出挙・賃租などの土地経営関連制度の変化を反映していようが，それ自体を一つの制度「価直制」の成立過程として把握していける可能性がある[49]。土地売買や賃租制との関係など，論じきれなかった課題は多いが，稿を改めたい。

注

[1] 吉村武彦「賃租制の構造」『日本古代の社会と国家』岩波書店1996 p279初出1978，吉田孝「補注9田令」井上光貞他編『律令』岩波書店1976 p574。永売には「常土」「常地」等と記された。

[2] 価格水準を網羅的に取り上げた研究に次がある。竹内理三「上代物価表」『竹内理三著作集第二巻日本上代寺院経済史の研究』角川書店1999 p309-315初出1934。

[3] 公田条「凡諸国公田，皆国司随郷土估価賃租，其価送太政官，以充雑用」。賃租条「凡賃租田者，各限一年，園任賃租，及売，皆須経所部官司，申牒，然後聴」。

[4] 地子（公田等の賦課）との違いも論点である。宮城栄昌「賃租制と地子制」『史学雑誌』66(7) 1957 p32-33，菊地康明「地子と価直」『日本古代土地所有の研究』東京大学出版会1969 p56-57初出1964，小倉真紀子「日本古代における田制と財政の研究」東京大学大学院人文社会系研究科2010年度博士論文p81等。

[5] 「あたひ」項『時代別国語大辞典上代編』三省堂1967

[6] 『平安遺文』文書名「売券」を中心とした約500通。

[7] 坂本賞三「八・九世紀の売券に関する一考察」『史学

表１　奈良時代の売券

年月日		文書　出典	価　直	本文箇所
天平	12.1.10	東 2-389　東南院	直	
	20.8.26	古 3-112　東南院	直(絁･税布)	
	20.11.19	古 3-133　東南院	価	
天平勝宝	1.11.21	古 3-334　東南院	価･直(米)	【史料３】
	3.4.12	古 3-500　東南院	価直	【史料４】
	3.7.27	古 3-513　東寺㊥	価	
	4.1.14	古 3-559　東南院	直	【史料２】
	7.3.9	古 4-49　大学本	価	
	8.2.6	古 4-114　薬師院	価	
天平宝字	2.11.28	古 4-349　東南院	価	
	3.6.10	古 4-368　続修	直	
	4.11.7	古 4-448　東南院	価	2.1[12]
	4.11.18	古 4-451　東南院	価	【史料１】
	5.11.2	古 15-127 東南院	直	【史料５】
	5.11.27	古 4-520　東南院	価	
	8.2.9	古 5-476　東南院	価直･価	
	8.1□□	古 5-511 唐招提寺	直	
天平神護	2.10.21	古 5-554　東南院	価直(稲)直(稲)	
	3.2.22	古 5-645　東南院	直(稲)	3.3
	3.2.22	古 5-647　東南院	直(稲)	3.3
	3.2.22	古 5-648　東南院	直(稲)	3.3
	3.2.22	古 5-649　東南院	直(稲)	【史料６】
	3.2.24	古 5-650　東南院	直(稲)	3.3
	3.2.26	古 5-651　東南院	直(稲)	3.3
	3.3.2	古 5-656　東南院	直(稲)	3.3
神護景雲 3.9.11		古 5-701　東南院	価･価直	
宝亀	5.11.23	古 6-577 東大図書館*	直(稲)	【史料７】
	7.3.9	古 23-615 随心院*	価	
	7.12.11	古 6-591 唐招提寺	直(稲)	【史料８】

出所：文書の選定は加藤友康氏「八・九世紀における売券について」p728-729 による。古は『大日本古文書』，東は『東大寺文書』の巻 - 頁（古を優先）。出典の * は所蔵文書。
※「価 直」は筆者加筆。（　）がない価 / 直は銭。

研究』70 1958，佐藤進一『新版古文書学入門』法政大学出版局1997旧版1971，加藤友康「八・九世紀における売券について」土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集上巻』吉川弘文館1984，瀧澤武雄『売券の古文書学的研究』東京堂出版2006等。

[8] 加藤[7] p728-729。

[9] 天平15年(743) 墾田永年私財法以前は1通で，売券の殆どが同法以後である。

[10] 藤原仲麻呂が実権を握った天平宝字元年(757)，養老律令が施行される。墾田政策は仲麻呂の乱(天平宝字8，764)を境に動揺し，天平神護元年(765)に加墾禁止令が出され，宝亀3年(772)同令廃止となる。

[11] 西成・西生の表記混在は『大日本古文書』のまま。

[12] 古4-448。天平宝字4.11.7，売人の東大寺三綱が対象地管轄の摂津職に牒を送り，3町1段強の庄地・価銭84貫588文の立券を申請している。事実書には，主の安宿王が天平勝宝4年に価100貫文で売ったが未立券だった3町6段強の地を，新薬師寺に転売した，とある。

[13]『大日本古文書』3巻p559按文。

[14] 古4-448の証拠が【史料2】だが，不十分だったため，11日後に【史料1】が出されたとみられる。

[15] たとえば『東大寺文書』東南院文書2-394延暦6.3.20五百井女王家墾田施入状案の日下署名は「知家事中宮史生従八位下高向村主諸上」となっている。

[16]【史料2】文書名は『大日本古文書』に従ったが，木工大属従六位下貴室虫万呂か，奉事した組織の牒とするほうが適当だった可能性がある。なお，古4-58天平勝宝7.5.7相模国司牒造東大寺司「請国調邸地価事」（造倉・寺物運送）の日下に「従六位下行大目鬼室虫万呂」とあるのは，貴室虫万呂と同人とみられる。

[17] 竹内氏によると米1升5文が標準である。米１斛が500文で，価は16斛となる。竹内[2] p314,409-414。

[18] 新規の価の投入が不要な地が貢地になると思われる。

[19] 通分は，仏法僧を通して使用できる寺の資金。

[20] 11月なので，受取額は翌年の作料の前渡しになる。

[21] 最終的に価と同額になるので，【史料2】のように前払いで全部を受けた例も【史料3】のように毎年の納品額を累積する例も，どちらも直と呼んでよい。

[22] たとえば，東大寺領桑原庄など。

[23] 竹内氏によると稲1束から春米5升を得る。米1升5文で1束25文。竹内[2] p410。【史料5】には稲1斤30文とある。『令集解』田令田長条古記によれば租15斤=22束なので，1束は30×15/22≒20.5文（250/360なら20.8文）。

[24] 公出挙は，春・夏の2度現地に給され，秋収時に5割の利稲と共に返される。公出挙の本稲を正税と呼ぶ。

[25] 吉村氏は 8C中～9C初の土地価直の分析により，賃租が出挙と「同じようなシステム」だったとされる。吉村[1]p288-290。

[26]『令義解』田令公田条「春時取直者為賃也」が想起される。

[27]【史料2】も納品物額の前払いとして把握できる。

[28] 古7-44弘福寺領讃岐国山田郡田図の直米など。

[29] 大税は，天平6(734).1.18勅の官稲混合により，正税になっている。薗田香融『日本古代財政史の研究』塙書房1981 p22,51,105。【史料7】も事書に正税とあるので，小稿では大税は正税と同義として論を進める。

[30] 直木孝次郎「正税と土地の売買」『奈良時代史の諸問題』塙書房1968初出1954，原秀三郎「荘園形成過程の一齣―唐招提寺の土地集積を中心として」『日本古代の木簡と荘園』塙書房2018初出1967。

[31] 原氏は綿密な考証により，6通がかつて連券であったことを証し，切断部分を復元された。原[30]p384。

[32] 直木[30] p168-171。原[30]p398,384,396。

[33] 散波畠に関して，佐川弘「散田」項『国史大辞典』に，8・9Cの散田は「私有地」「副次的田」とある。

[34] 薗田[29]p22。宮川麻紀「律令国家の財政と流通」『日本古代の交易と社会』吉川弘文館2020p247,248初出2015。

[35] 少領が【史料8】三野臣，【史料7】蝮王臣である。

[36] 絁の暴落前の交易単価を1疋あたりp束とおくと，暴落後は疋別p×11/15束となる。寺へ納める絁の量は，国郡の利稲交易によるので，津高郡分は利稲150束相当，暴落前は絁150/p疋。暴落後も同量なら，稲換算の価格は(p×11/15)×150/p=110束で，40束が不足する。

[37] 絁の価格が戻れば漢部戸が三野臣から畠を買い戻すことを想定して，宝亀5年時点では郡内での畠売買に留めていたとみられる。

[38] 原[30]p394-395。

[39] 郡司一族の蝮王部15束は利稲差額を埋める役割で（百姓29束×0.5=14.5），本稲は請けない。【史料9】に蝮王部だけがいない理由である。なお，直不成が40束なのに44束としたのは，津高郡正税本稲300束を297束に減じた本利4.5束を，蝮王部が引受けたためで，蝮王部は庸米の高騰分で調整したとみられる。

[40]【史料4】利稲，【史料5】本利稲，【史料6】本稲。

[41] 寺に納める絁の量は，暴落前より増えた。増加分に対応する面積の陸田を，新たに売却している。

[42] 同勅には「出挙をうけた百姓が償う物がなく，家を売り，田を売って，他郷に浮浪・逃亡する」とある。

[43] 直木[30]p161。また，宮川[34] p175。

[44]『続日本紀』延暦2(783).6.10勅，『日本後紀』延暦14(795).4.27勅。

[45] 経営方式としての賃租と表裏をなした可能性がある。

[46] 現地の百姓にとっての直は，年内に納める産物から，年始に請け取る作料＝正税本稲へと変化した。

[47]【史料4】価直の直を【史料6】の直にしたもの。

[48]「不得因旧本」（雑令以稲粟条）。直木[30] p169。

[49] 平安前期の『三代実録』元慶5(881).2.8条に「或地子，或価直」とあり，地子制と価直を対比している。